

国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）（抄）（第一条関係）-----1

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）（抄）（第二条関係）-----11

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）（附則第二項関係）-----13

改正案	現行
<p>（育児休業の承認）</p> <p>第三条 職員（第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員、臨時的に任用された職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が三歳に達する日（常時勤務することを要しない職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で人事院規則で定める日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として人事院規則で定める場合に該当するときは、二歳に達する日））まで、育児休業をすることができ。ただし、当該子について、既に二回の育児休業（次に掲げる</p>	<p>（育児休業の承認）</p> <p>第三条 職員（第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員、臨時的に任用された職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が三歳に達する日（常時勤務することを要しない職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で人事院規則で定める日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として人事院規則で定める場合に該当するときは、二歳に達する日））まで、育児休業をすることができ。ただし、当該子について、既に</p> <p>当該子の出生の日から勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮</p>

育児休業を除く。)をしたことがあるときは、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

一 子の出生の日から勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員(当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しない職員を除く。)が当該子についてする育児休業(次号に掲げる育児休業を除く。)のうち最初のもの及び二回目のもの

二 任期を定めて採用された職員が当該任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業(当該職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続きいて任命権者を同じくする官職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。)

2・3 (略)

して人事院規則で定める期間内に、職員(当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しなかった職員を除く。)が当該子についてした最初の育児休業を除く。)をしたことがあるときは、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

(新設)

(新設)

2 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。

3 任命権者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

(育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第七条 任命権者は、第三条第二項又は第四条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間(以下この項及び第三項において「請求期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によつて当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うものとする。この場合において、第二号に掲げる任用は、請求期間について一年(第四条第一項の規定による請求があつた場合には、当該請求による延長前の育児休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて一年)を超えて行うことができない。

一 請求期間を任期の限度として行う任期を定めた採用

二 (略)

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員に当該任期を明示しなければならぬ。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が請求期間に満たない場合には、当該請求期間の範囲内において、当該任期を更新することができる。

4 (略)

5 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限る。当該任期中、他の官職に任用することができる。

(育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第七条 任命権者は、第三条第二項又は第四条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間(以下この条において「請求期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によつて当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うものとする。この場合において、第二号に掲げる任用は、請求期間について一年(第四条第一項の規定による請求があつた場合には、当該請求による延長前の育児休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて一年)を超えて行うことができない。

一 請求期間を任期の期間(以下この条及び第二十三条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用

二 請求期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならぬ。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が請求期間に満たない場合にあっては、当該請求期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

5 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限る。その任期中、他の官職に任用することができる。

6 第一項の規定により 臨時的任用を行う場合には、国家公務員法第六十条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

第二十七条 この法律（第二条、第七条第六項、第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、これらの規定（第三条第一項第一号を除く。）中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	
(略)	(略)
任命権者	、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）
(略)	(略)

6 第一項の規定に基づき 臨時的任用を行う場合には、国家公務員法第六十条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

第二十七条 この法律（第二条、第七条第六項、第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、これらの規定（第三条第一項ただし書を除く。）中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	
職員（第二十三条第二項）	職員（自衛官候補生、第二十三条第二項）
任命権者	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）
勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産による	自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇

(削る)	(略)	(略)	(略)	
(削る)	(略)	(略)	(略)	

別の事情 で定める特 人事院規則	人事院規則 で定める休 暇	十三条の規 定により人 事院規則で 定める休暇	時間法第二 と勤務の 当するもの はこれに相 当するもの として勤務 と	当該休暇又 はこれに相 当するもの として勤務 と	人事院規則 で定める期 間内	人事院規則 で定める期 間	同条の規定 により人事 院規則で定 める期間	職員が勤 務しないこ とが相当で ある場合と して人事院 規則で定め る場合にお ける休暇
政令で定める特別の事情			当該休暇		防衛省令で定める期間内		防衛省令で定める期間	

	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

	第十二条 第一項	第八条第 二項	第八条第 一項
勤務時間法 第七条第一	職員（	給与法	一般職の職 員の給与に 関する法律 （昭和二十 五年法律第 九十五号。 以下「給与 法」という 。）
自衛隊法第五十四条第二項 の規定に基づく防衛省令の	職員（自衛官、自衛官候補 生、防衛省設置法（昭和二 十九年法律第六十四号） 第十五条第一項又は第十六 条第一項（第三号を除く。 ）の教育訓練を受けている 者、自衛隊法第二十五条第 五項の教育訓練を受けてい る者、	防衛省の職員の給与等に関 する法律第十八条の二第一 項においてその例によるこ ととされる一般職の職員の 給与に関する法律	防衛省の職員の給与等に関 する法律（昭和二十七年法 律第二百六十六号）第十八 条の二第一項、第二十五条 第三項又は第二十五条の二 第三項においてその例によ ることとされる一般職の職 員の給与に関する法律（昭 和二十五年法律第九十五号

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

項 前条第一	条 第二十三 条 第一項	条 第二十二	第十二 条 第一項第 二號から 第四號ま で	第十二 条 第一項第 一號		
長は、職員	項 条 第五十三 条 第八十一 条 第三	で から前条ま	週休日	週休日以外	週休日 に規定する 週休日	項の規定の 適用を受け る
けた者は、職員（自衛官候	三項 自衛隊法第四十四条の五第	二項、前二条及び第二十七条第	休養日	休養日以外	休養日（自衛隊法第五十四 条第二項の規定に基づく防 衛省令の規定により勤務時 間を割り振らない日	規定により一般職の職員の 勤務時間、休暇等に関する 法律（平成六年法律第三十 三號）第七條第一項に規定 する特別の形態に相当する 形態によって勤務する

2
・
3

(略)

(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

2

前項において準用する第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員についての防衛省の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務

次条	前条第二項		
及び前条	、第二十条 給与を減額して	給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき給与法第十九条に規定する勤務一時間の給与額を減額して	() 国家公務員法第八十一条又は第八十一条の五 第一項
及び第二十条	を	防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条第二項、第十六条第二項又は第十八条第三項の規定による減額をして、俸給、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当又は営外手当	補生、 自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項

時間を自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同条第二項及び第三項中「定める額」とあるのは「定める額に、算出率を乗じて得た額」と、同法第六条第一項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の俸給月額はその者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第六条の二第二項及び第七条第二項中「相当する額」とあるのは「相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額」とする。

第一項において準用する第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（第六条第一項において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同法第六条第一項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の俸給月額はその者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第二十二条の二第五項中「初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域

手当、住居手当及び特勤手当」とあるのは「住居手当及び単身赴任手当」と、「自衛隊法第四十四條の四第一項、第四十四條の五第一項又は第四十五條の二第一項の規定により採用された職員」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七條第一項において準用する同法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （介護をするための休業に係る承認の請求を地方公務員がする場合における経過措置）</p> <p>第三条（削る）</p> <p>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員のうち、同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員に対する第一条の規定（附則第一条第一号に掲げる規定を除く。）による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項の規定の適用については、当分の間、同</p>	<p>附則 （介護をするための休業に係る承認の請求を公務員がする場合における経過措置）</p> <p>第三条 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員のうち、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員に対する第一条の規定（附則第一条第一号に掲げる規定を除く。次項において同じ。）による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「第十一条第一項ただし書」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）第一条の規定による改正前の第十一条第一項ただし書」と、「同項ただし書に規定する者に」とあるのは「同項ただし書各号のいずれにも」とする。</p> <p>2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員のうち、同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員に対する第一条の規定</p> <p>による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項の規定の適用については、当分の間、同</p>

項中「第十一条第一項ただし書」とあるのは「育児休業
、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関
する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三
年法律第五十八号）第一条の規定による改正前の第十一
条第一項ただし書」と、「同項ただし書に規定する者に
」とあるのは「同項ただし書各号のいずれにも」とする

項中「第十一条第一項ただし書」とあるのは「育児休業
、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関
する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三
年法律第五十八号）第一条の規定による改正前の第十一
条第一項ただし書」と、「同項ただし書に規定する者に
」とあるのは「同項ただし書各号のいずれにも」とする

改正案	現行
<p>（職員に係る他の法律の適用除外等） 第五十九条 次に掲げる法律の規定は、行政執行法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで、第七十条の三第二項、第七十条の四第二項、第七十五条第二項及び第六十六条の規定</p> <p>三 十（略）</p>	<p>（職員に係る他の法律の適用除外等） 第五十九条 次に掲げる法律の規定は、行政執行法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。</p> <p>一 労働者災害補償保険法の規定</p> <p>二 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで、第七十条の三第二項及び第七十条の四第二項、第七十五条第二項並びに第六十六条の規定</p> <p>三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第百号）の規定</p> <p>四 一般職の職員の給与に関する法律の規定</p> <p>五 削除</p> <p>六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第五条第二項、第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定</p> <p>七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定</p> <p>八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条から第九条までの規定</p> <p>九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第五条第二項及び第七条の規定</p> <p>十 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第五条第二項及び第八条の規定</p>

職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行人（以下「行政執行人」という。）」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「行政執行人」と、同法第三十四条第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「行政執行人」と、同条第二項中「政令で定める」とあるのは「行政執行人が定めて公表する」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十条の三第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する行政執行人の長」と、同法第七十条の四第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤務する行政執行人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第七十八条第四項中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「行政執行人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「の所轄庁の長」とあるのは「の所轄庁の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する行政執行人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「行政執行人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する行政執行人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する行政執行人の長」とする。

職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三
 三條第一項第一号、第十二條第一項、第十五條及び第二
 十二條の規定の適用については、同号
 中「勤務時間法第十九條に規定する特別休暇のうち
 出産により職員が勤務しないことが相当である場合とし
 て人事院規則で定める場合における休暇」とあるのは「
 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十
 八條第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員
 が出産した場合における休暇」と、「同條の規定により
 人事院規則で定める期間」とあるのは「規程で定める期
 間」と、「人事院規則で定める期間内」とあるのは「規
 程で定める期間内」と、「当該休暇又はこれに相当する
 ものとして勤務時間法第二十三條の規定により人事院規
 則で定める休暇」とあるのは「当該休暇」と、同項
 中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態
 （勤務時間法第七條第一項の規定の適用を受ける職員に

職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公
 務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七
 号）第五條及び第六條第三項の規定の適用については、
 同法第五條第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域
 異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそ
 れぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同條第二
 項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する
 法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職
 員である場合にあつては、同法第三條第一項に規定する
 準則）」とあるのは「独立行政法人通則法（平成十一年
 法律第百三号）第五十七條第二項に規定する給与の支給
 の基準」と、同法第六條第三項中「国は」とあるのは「
 独立行政法人通則法第二條第四項に規定する行政執行法
 人は」と、「同法」とあるのは「国家公務員災害補償法
 」とする。

職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三
 三條第一項、第十二條第一項、第十五條及び第二
 十二條の規定の適用については、同法第三條第一項た
 し書中「勤務時間法第十九條に規定する特別休暇のうち
 出産により職員が勤務しないことが相当である場合とし
 て人事院規則で定める場合における休暇」とあるのは「
 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十
 八條第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員
 が出産した場合における休暇」と、「同條の規定により
 人事院規則で定める期間」とあるのは「規程で定める期
 間」と、「人事院規則で定める期間内」とあるのは「規
 程で定める期間内」と、「当該休暇又はこれに相当する
 ものとして勤務時間法第二十三條の規定により人事院規
 則で定める休暇」とあるのは「当該休暇」と、同法第十
 二條第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態
 （勤務時間法第七條第一項の規定の適用を受ける職員に

あつては、第五号に掲げる勤務の形態」とあるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行つて得た時間をいう。第十五条において同じ。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二條中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

5 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号及び第三十九条第十項の規定の適用については、同号
中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同項
中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の

あつては、第五号に掲げる勤務の形態」とあるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行つて得た時間をいう。第十五条において同じ。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二條中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

5 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号及び第三十九条第十項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九条第十項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の

福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

6
(略)

福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

6 職員に関する船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四條第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とする。